

「税務調査の現状及び今後の税務調査手続の在り方について検証する」

(8月9日・8月10日 連続2日)

1. 研修のねらいと概要

租税訴訟学会では、日本税務会計学会(東京税理士会)及び第二東京弁護士会税法研究会と共催で、租税訴訟の専門家である弁護士・税理士の実務能力の向上を目的として、本年も夏期研修(第12回)を開催します。

今回の研修のテーマは、「税務調査」です。平成23年12月1日に国税通則法が改正され、その後、平成26年度税制改正において事前通知手続きが税務代理人に対して行われるように改正されました。しかし、この改正により課税庁における手続きの煩雑さを回避するかのよう、最近、行政指導と呼ばれる納税者に対する接触が増加しています。本来であれば、拒否しても問題のない行政指導であるべきものが、税務の現場においては即時調査に移行するなどの違法ともとれるような方法を取っています。さらに、この行政指導の名のもとに、修正申告書の提出勧奨が行われているという現実もあります。まさに修正申告書の提出勧奨の手法の一つにもなり得ています。

このような現状を踏まえて、2年前に行いました「税務調査」研修をさらにバージョンアップさせて、税務調査の本質を探り、また行政指導のあるべき姿を考察し、さらに、今後の税務調査の動向やそれを踏まえたうえで、我々実務家としての弁護士、税理士がどのように対応し、関わっていくのかということ、研究者、弁護士、税理士それぞれの立場から検証をしていきたいと考えています。

今回の夏期研修によって、経験ある実務家の方々がさらに能力を高めることができるものであり、今後の実務においても有意義なものになるであろうことを期待しています。

2. 日時及び概要

8月9日(土) 午後12時30開場

午後1時—午後3時

講師:山下清兵衛(國學院法科大学院客員教授・大宮法科大学院客員教授・
一橋大学法科大学院講師・弁護士)

「基調講演」

「最新の税務調査に関わる訴訟事例の解説及び今後の税務調査への対応(仮称)」

租税事件を多く取り扱われておられる山下講師から、最新の税務調査に関わる訴訟事例を基に、現在の税務調査における問題点から今後の税務調査への対応までを詳細に解説していただきます。

<休憩>

午後3時15分—午後5時15分

講師:都築 巖(税理士)

「税務調査と行政指導の考え方及び税理士としての関わり方と今後の対

応について(仮称)」

数多くの税務調査セミナーの講師や講演、また税務調査の支援も多く手掛けている都築講師から、最近の税務調査の状況や行政指導との関わりから今後の動向を踏まえたうえで税理士としてどのように対応すべきかを具体的に解説していただきます。

8月10日(日) 午前9時30分 開場

午前10時－午前12時

講師:山本 守之 (千葉商科大学大学院(政策研究科、博士課程)プロジェクト
・アドバイザー・税理士)

「税務調査手続を検証し、今後の我が国の税務調査の在り方を考える(仮称)」

我が国の税務における第一人者としての山本講師より、租税手続としての税務調査手続の概要を全般的に解説していただき、また、現在の税務調査の現状を踏まえながら、問題点の検証を行い、今後の我が国の税務調査手続はどうあるべきかということの詳細に解説していただきます。

<昼食>

午後1時30分－午後3時30分

講師陣をパネラーにした会場参加型のディスカッションを行います。

パネラー

山本守之税理士、山下清兵衛弁護士、都築巖税理士

3. 場所 東京税理士会館 2階会議室

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 TEL:03-3356-4461

4. 参加資格および受講費用

弁護士または税理士であれば、どなたも参加できます。

受講料 資料代5,000円 (ただし、学会会員は 3,000円)

5. その他

税理士にとっては、研修義務のポイントとなる東京税理士会の認定研修となります。

第二東京弁護士会所属の弁護士にとっても研修認定になります。

第1日終了後、講師を囲んでの懇親会(参加任意:会費5,000円)を行います。

希望者は申込のときに参加の予約をしてください。

6. 申込方法:租税訴訟学会 事務局

FAX:03-3586-3602 Email:info@sozei-soshou.jp

〆切 8月4日(ただし定員200名に達した時点で受付を終了します。)

【参加申込み】

1. 日時 8月9日(土) 午後12時30分受付開始 午後5時15分終了予定
<終了後、懇親会:任意参加>
8月10日(日) 午前9時30分 開場 午後3時30分終了予定

2. 場所 東京税理士会館 2階会議室
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 TEL:03-3356-4461

申込:租税訴訟学会 事務局 FAX:03-3586-3602 Email:info@sozei-soshou.jp

※切 8月4日(ただし定員200名に達した時点で受付を終了します。)

2014年夏期研修に 参加します。

なお、第1日研修終了後の懇親会に参加する。

氏名 _____

住所

Tel.

Fax.

mail

会員

非会員

弁護士

税理士

その他